日中活動系・居住系・就労系サービスに係る 留意事項等について

届出に係る留意事項等について

1. 変更届等の提出について

(1) 変更届出書

指定事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省で定める事項に変更があったときは、変更日から10日以内に障害者支援課へ届け出る必要があります。 ※変更内容により算定される単位数が変わる場合は、併せて加算の届出も必要になります。

【届出期限】

変更日から10日以内

※事業所の所在地変更、建物の増改築、グループホームにおけるホームの追加、出張所の 追加など、軽微な変更ではないものについては、<u>事前に</u>平面図等をお持ちになり、障害 者支援課までご相談ください。

【届出書類】

- ①変更届出書(様式第3号(第5条関係))
- ②添付書類

変更内容により必要な書類が異なりますので、「**変更届に必要な書類一覧**」を確認してください。

【届出が必要となる事項】

- ・事業所の名称及び所在地(※1)
- ・申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所
- ・定款・寄附行為等及び申請者の登記事項証明書又は条例等(当該指定に係る事業に関するものに限る)(定款・寄附行為等は就労継続支援A型事業所のみ)
- ・事業所の平面図及び設備の概要(※2)
- ・事業所の管理者及びサービス提供責任者の氏名、経歴及び住所
- ・運営規程など

(※1) 所在地を変更する場合(移転)や(※2) 建物の構造等を変更する場合は、届出以前に事前協議が必要です。また、新規指定と同様に消防局や建築指導課との協議も要する場合がありますのでご注意ください。

(2) 障害福祉サービス等変更届出書

事業開始届により届け出た事項に変更が生じた場合、変更日から1か月以内に、その内容 を届け出る必要があります。

※(1)の変更届に添付して提出してください。

【届出期限】

変更日から1か月以内

【届出書類】

- ①障害福祉サービス事業等変更届 (様式第38号 (第43条関係))
- ②添付書類(変更内容が確認できる書類等)

【届出が必要となる事項】

- ・経営者(法人)の氏名(法人名称)及び住所(主たる事務所の所在地)
- ・条例、定款その他の基本約款(当該事業に関するものに限る)
- ・職員の定数及び職務の内容
- ・主な職員の定数及び職務の内容
- ・事業を行おうとする区域
- ・当該事業の用に供する施設の名称、種類(短期入所のみ)、所在地及び利用定員(療養介護・生活介護・短期入所・重度障害者包括支援(施設を必要とするもの)・自立訓練・ 就労移行支援・就労継続支援・地域活動支援センター事業・福祉ホーム)

(3)変更申請(特定障害福祉サービスに限る)

生活介護及び就労継続支援A・B型の事業所で<u>定員の増加</u>を行う場合、または施設入所支援で<u>定員の増加及びサービス種類の変更</u>を行う場合は和歌山市に変更申請を行う必要があります。

【申請期限】

変更予定月の前月5日必着(5日が閉庁日の場合は直前の開庁日)

- ・申請を行う前に事前協議が必要です。(あらかじめ電話予約の上、来庁してください。)
- ・事前協議は変更予定日の2か月前から行います。

【申請書類】

①変更申請書(様式第2号(第3条関係))

書類が不完全でも構いませんので、事前協議の際は必ず申請書類を持参してください。

②添付書類

「変更申請に必要な書類一覧」を確認してください。

- 3 - (障害者支援課 日中活動系・居住系・就労系サービス)

(4)休・廃止届、再開届

● 休・廃止届

事業の休止又は廃止をしようとするときには、休止又は廃止の日の<u>1</u>か月前まで(<u>※</u>)に 障害者支援課へ届け出てください。

※現にサービスを受けている利用者に対する措置等が必要のため

※休止できる最長の期間は、指定の有効期限までです。

【提出書類】

- ①廃止(休止)届出書(様式第5号(第5条関係))
- ②障害福祉サービス事業等休廃止届 (様式第38号 (第43条関係))

● 再開届

休止した事業を再開したときには、再開した日から<u>10日以内</u>に届出をする必要があります。

※再開にあたっては、指定基準を満たしているか等の確認をしますので、事業再開**1か月** 前にご相談ください。

【提出書類】

- ①再開届出書(様式第4号(第5条関係))
- ②添付書類(勤務形態一覧表など)

2. 指定の更新について

指定の有効期限は<u>6年</u>です。次のページに令和2年度中に有効期限を迎える事業所を掲載していますので、必ずご確認ください。

6年ごとに指定の更新を受けなければ、指定の効力はなくなります。

※更新の対象となっている事業が休止中の場合、休止のまま更新はできませんので 再開届を提出後、更新申請を行ってください。

【提出期限】指定有効期限が満了する月の前月中

(例) 令和2年9月30日が有効期限 令和2年8月1日~令和2年8月31日に提出 【提出書類】

- ①指定(更新)申請書(様式第1号(第2条)関係)
- ②添付書類 「指定障害福祉サービス事業者の指定更新に必要な様式一覧」を確認

- 4 - (障害者支援課 日中活動系・居住系・就労系サービス)

【令和2年度中に有効期限を迎える事業所】

事業所番号	事業所名称	サービス種類名	指定状態	指定有効期限日
3010120297	短期入所事業所小倉園	短期入所	提供中	R 02/06/30
3010121758	ヤングブレイン	就労継続支援(A型)	提供中	R 02/06/30
3010121766	生活介護事業所ぷれぜんと	生活介護	提供中	R 02/07/31
3010120313	はぐるま共同作業所和の杜	就労継続支援(B型)	提供中	R 02/09/30
3010120321	はぐるま共同作業所ラ・テール	就労継続支援(B型)	提供中	R 02/09/30
3010120354	ソーシャル・ファーム・ピネル	就労継続支援(A型)	提供中	R 02/09/30
3010120354	ソーシャル・ファーム・ピネル	就労継続支援(B型)	提供中	R 02/09/30
3010120362	麦の郷印刷	就労継続支援(A型)	提供中	R 02/09/30
3010120362	麦の郷印刷	就労継続支援(B型)	提供中	R 02/09/30
3010121808	つむぎ共同作業所 you-me ~ゆめ~	自立訓練(生活訓練)	提供中	R 02/09/30
3010121808	つむぎ共同作業所	就労継続支援(B型)	提供中	R 02/09/30
3010121816	さくらの家	短期入所	提供中	R 02/10/31
3010120388	ひまわり	就労継続支援(B型)	提供中	R 02/12/21
3010121832	ベルフラワー	就労継続支援(B型)	提供中	R 02/12/31
3010121840	パンダ作業所	就労継続支援(A型)	休止	R 02/12/31
3010121840	パンダ作業所	就労継続支援(B型)	提供中	R 02/12/31
3010121865	T-JOB	自立訓練(生活訓練)	提供中	R 02/12/31
3010121865	T-JOB	就労移行支援	提供中	R 02/12/31
3010121667	就労支援センターベストワーク	就労移行支援	提供中	R 03/01/31
3010121881	マイパレット	就労移行支援	提供中	R 03/02/28
3010100398	障害者支援施設ビンセント療護園	生活介護	提供中	R 03/03/31
3010100398	障害者支援施設ビンセント療護園	施設入所支援	提供中	R 03/03/31
3010120453	はぐるま共同作業所	就労継続支援(B型)	提供中	R 03/03/31
3010121915	~キセキの杜~ジョブステーション	就労移行支援	提供中	R 03/03/31

3. 介護給付費等の加算等に係る届出について

※注意:届出の時期により、加算項目等の算定開始時期が変わりますので、ご注意ください。

(1)「新たに加算等を算定する」又は算定される単位数が「増える」場合

- ①届出が月の15日以前に行われた場合…翌月から算定開始
- ②届出が月の16日以降に行われた場合…翌々月から算定開始
- ③福祉・介護職員遇改善(特別)加算を算定する場合…原則、前々月の末日まで
- ※報酬改定や前年度実績に基づく加算などを年度当初にさかのぼって算定する場合は例外です。
- (2) 加算等の算定される単位数が「減る」又「算定されなくなる」場合 速やかに届け出てください。

届出の時期に関わらず、加算等の単位数が減る又は算定されなくなった事実が発生した 日から算定を行いません。

【届出書類】

- ①介護給費費等の算定に係る体制等に関する届出書(様式第7号(第8条関係))
- ②介護給付費等の算定に係る体制状況一覧表 (別紙1)
- ③添付書類(加算により異なるため、「加算届に必要な書類一覧」よりご確認ください。)

4. 人員基準や加算要件等で満たすべき数を算定する際の利用者数について

人員基準や加算・減算等の要件を算定する際には、利用者数を用いて計算することとなりますが、この利用者数には、**前年度の「平均利用者数」**を用います。

前年度 = 人員基準や加算等の要件を算定しようとする年度の前の年度 平均利用者数 = 全利用者の延利用日数 ÷ 開所日数 ※小数点第2位以下を**切り上げ**

(例) 令和元年度の全利用者の延利用日数が2700日、開所日数が210日の場合

平均利用者数 = 2, $700 \div 210 = 12$. 857...

よって、<u>令和2年度</u>における人員基準や加算等の要件算定に 用いる利用者数は12.9(人)となります。 小数点第 2 位以下**切り上げ** ※四捨五入ではない

ただし、前年度の平均利用者数を用いることができるのは、前年度(4月から翌年3月まで)の実績がそろった事業所だけです。

新設の事業所や、定員の増減があった事業所は、以下の方法で利用者数を求めます。

【新設の場合】

- ①新設から6月未満の場合…**定員の90%**
- ②新設から6月以上1年未満の場合…過去半年の平均利用者数
- ③新設から1年以上経過している場合…過去1年間の平均利用者数
- ④前年4月1日から3月31日がそろっている場合…**前年度**の平均利用者数

この実績がそろうまでは 人員配置を変更する場 合、「平均利用者算定表」 の提出が必要です。

【定員増加の場合】

<u>増加前</u>について上記①~④のうち該当するいずれかの方法で算出した平均利用者数と、 <u>増加分</u>について上記①~④のうち該当するいずれかの方法で算出した平均利用者数を、 合算して計算します。

※増加分の平均利用者数は、増加後に契約を締結した利用者を対象として計算。

【定員減少の場合】

- ①減少後3か月未満…減少前の前年度平均利用者数
- ②減少後の実績が3か月以上ある場合…減少後の全利用者の延利用日数÷当該3月の開 所日数(小数点第2位以下を切り上げ)

なお、加算の中には要件を算定する際に、前年度の「利用定員」を用いるものがありますが、 年度途中に定員の変更があった場合は次のように取扱います。

問 年度途中で利用定員の変更があった場合はどう取り扱うのか。

管 定員を年度途中に変更した場合各月の利用定員を足して得た数を12で除して得た数を利用定員とする。

例えば利用定員が20人の事業所において、前年度の7月から利用定員を25人に変更した場合、

(20人(4月)+20人(5月)+20人(6月)+25人(7月)+25人(8月)+25人(9月)+25人(10月)+25人(11月)+25人(12月)+25人(1月)+25人(2月)+25人(3月))÷12**=24人**(小数点以下四捨五入)となる。

平成27年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&Aより抜粋

5. 年度当初の届出について(毎年定例)

(1) 従業者の職種、員数及び職務の内容の変更に伴う届出について

従業者の職種、員数及び職務の内容の変更については、その都度の届出は不要としますが、 毎年4月1日時点の状況について、**前年の4月1日時点または直近の届出時点と比較して 変更がある場合**は、毎年4月15日(土・日・祝の場合は前開庁日)までに届出を行ってく ださい。

ただし、福祉専門職員配置等加算や目標工賃達成指導員配置加算等、加算の算定要件の対象となっている従業者が変更になった場合は**その都度**変更届を提出してください

【対象事業所】

療養介護、生活介護、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、自立訓練(機能・生活)、共同生活援助、施設入所支援、自立生活援助、短期入所

【提出書類】

- ① 変更届出書(様式第3号)
- ② 付表 (サービス種別に対応したもの)
- ③ 勤務形態一覧表(別紙2)及び組織体制図(別紙2-1)
- ④ 資格者証の写し(必要に応じて氏名の変更がわかる書類を添付)
- ⑤ 雇用契約書の写し
- ⑥ 運営規程
- ※ ④⑤については、新しく雇用した方や、氏名等に変更があった方がいる場合に提出してください。
- ※ 同一法人の複数事業所に兼務している場合や、児童系サービスと多機能型の事業所は兼務先の勤務形態表や児童の事業所の勤務形態表も提出してください。

(2) 前年度実績に基づく基本報酬及び加算の届出について

基本報酬や一部の加算には、事業所における前年度(4月~翌年3月)の実績に基づいて 算定されるものがあります。これらについては、<u>毎年4月15日(土・日・祝の場合は前開</u> <u>庁日)</u>までに届出を行うことにより、4月1日にさかのぼって算定することが可能となりま す。

そのため、次の3点のいずれかに該当する場合は、届出を行ってください。(該当がない場合は届出は不要です。)

- ・前年度実績に係る加算を新しく算定する場合
- ・前年度実績に係る基本報酬区分又は加算の区分等変更する場合
- ・前年度実績に係る加算を取れなくなった場合

【対象事業所】

療養介護、生活介護、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、 就労定着支援、自立訓練(機能・生活)、共同生活援助、施設入所支援

【注意事項】

- ・期限内に届出がない場合は、4月からの算定はできませんのでご注意ください。
- ・届出が不要な場合でも、前年度実績を確認し、基本報酬区分及び加算の要件を満たすか必 ず確認してください。後々満たしていなかったことがわかった場合、過誤調整等の対象と なります。
- ・当該届出により、4月から遡及適用となるのは、**前年度実績に基づき決定される報酬区分 及び加算**のみです。<u>前年度実績に基づかない加算(例:福祉専門職員配置等加算)につい</u>ては、通常通りの取扱いとなります。
 - ★加算等の算定される単位数が「増える」場合 届出が月の 15 日以前に行われた場合…翌月から算定開始 届出が月の 16 日以降に行われた場合…翌々月から算定開始

(3) 平均利用者算定表及び平均障害支援区分算定表の提出について

前年度の利用状況について、毎年4月15日までに算定表を提出してください。

① 平均利用者算定表 (別紙32)

【対象事業所】

療養介護、生活介護、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、自立訓練(機能・生活)、共同生活援助、施設入所支援、自立生活援助、短期入所

- ※ 共同生活援助の平均利用者算定表は、必ずホームごとに作成してください。
- ② 平均障害支援区分算定表 (別紙31)

【対象事業所】

生活介護

1~5までの内容について、和歌山市ホームページ内に掲載しております。 和歌山市ホームページ内のどのページからでも、右上「サイト内検索」より下記に記載のページ番号で検索できます。

表題	ページ番号
変更等に係る届出について	1009685
指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設の指定更新について	1009683
休止・廃止・再開・辞退の届出ついて	1009695
介護給付費等の加算等に係る届出について	1009696
障害福祉サービス事業等の指定・変更・休廃止等	1000838

6. 一般就労届出書の提出について

利用者が事業所から一般就労に移行した場合は、就労した日から10日以内に届出を行ってください。

【対象事業所】

生活介護、自立訓練(機能・生活)、就労移行支援、 就労継続支援A型、就労継続支援B型、

【提出書類】

- 一般就労届出書
- ※ 就労した企業との雇用契約書の写し(雇用形態がわかる書類)を添付すること
- 7. グループホームにおける夜間支援体制加算(Ⅰ)(Ⅱ)について

(1) 夜間支援対象者数について

夜間支援体制加算(I)(II)は、「夜間支援対象者数」に応じて単位数が変動しますが、この「夜間支援対象者数」は、現に入居している利用者の数ではなく、**前年度の平均利用者数**(=前年度の全利用者の延利用日数÷開所日数 ※ただし小数点第1位を四捨五入)を用います。

(2) 夜間に配置される職員の勤務時間について

夜間支援体制加算(I)を算定する場合、夜間に配置する職員の勤務時間数は、事業所に おいて定められている常勤の職員が勤務すべき時間数を上回らないように勤務体制を定め てください。

8. 就労移行支援の基本報酬の算定について

前年度の「就労定着者の割合」に応じた報酬区分を算定します。

<就労定着者の割合の求め方>

前年度において、就労移行支援を受けた後就労し、 就労を継続している期間が6月に達した者の数

<u>.</u>

前年度の利用定員

- ※ 就労継続支援A型事業所に移行した者は除きます。
- 9. 就労継続支援A型の基本報酬の算定について

前年度の「平均労働時間数」に応じた報酬区分を算定します。

<平均労働時間数の求め方>

前年度において雇用契約を締結していた 全ての利用者の延べ労働時間数

÷

前年度の延べ利用人数

- ※ 実際に労働していない時間であって賃金の支払いが生じない時間は含めない。 (休憩時間、遅刻、早退、欠勤、健康面や生活面の助言及び指導といった面談に要した時間等)
- ※ 年次有給休暇を取得した場合や、健康面や生活面の助言及び指導といった面談に要した時間等であっても、労働として賃金を支払っている場合は労働時間に含める。

10. 就労継続支援B型の基本報酬の算定について

前年度の「平均工賃月額」に応じた報酬区分を算定します。

<平均工賃月額の求め方>

前年度に支払った工賃総額

_•

前年度における各月の 工賃支払対象者の総数

- ※ 重度者支援体制加算 (I) を算定している事業所は、上記計算により算出した額に 2千円を加えた額を平均工賃月額とします。
- ※ 計算から除外することができる者(該当する月のみ)
- ① 月の途中において利用開始又は終了した者、月の途中で入院又は退院した者。
- ② 就労継続支援B型以外の支給決定を受けて複数の日中活動に係る障害福祉サービを 利用している者(当該就労継続支援B型以外の就労継続支援B型を除く)。
- ③ 人工透析など、通年かつ毎週1回以上引き続き通院する必要がある者。
- ④ 全治1か月以上の怪我や、インフルエンザなどの流行性疾患により長期(連続して 1週間以上)に渡って利用できなくなった者。

【新型コロナウイルスへの対応に係る留意事項】

就労継続支援B型事業所の基本報酬について、事業所又は取引先企業において新型コロナウイルスへの対応が必要となった場合において、これに伴い、生産活動収入の減少が見込まれ、当該事業所の工賃支払額が減少することが明らかであると認められる場合は、前年度に代えて<u>前々年度</u>の平均工賃月額を基本報酬の算定区分とすることが可能です。

11. 障害者雇用推進施策について

以下の3つの障害者雇用推進施策を実施しておりますので、障害者の就労移行・就労定着 に向けてご活用ください。

申請手続等については、市ホームページ (ページ番号 1016281) をご覧ください。

インターンシップ事業補助金

就労継続支援A型事業所、就労継続支援B型事業所及び就労移行支援事業所が施設外支援を行った場合に補助金を交付します。職場実習を通して障害者の職業能力の向上を図ります。

障害者雇用企業開拓推進員

企業開拓推進員を障害者支援課内に配置し、企業訪問を行う。訪問企業の障害者雇用への 理解を深め、関係機関との情報共有を行い、就労を希望する障害者とのマッチングへつなげ る。

一般就労定着支援助成金給付事業

就労継続支援事業所の利用者が一般就労した際に、その事業所職員が企業や利用者に対して、一般就労してから6か月目まで段階的な計画の作成・モニタリングを実施し、一般就労者の定着支援を図った場合、事業者に対し助成金(5~10万円)を交付します。